

令和5年度 定期監査報告書(令和4年度)に係る措置内容報告書
(6課局)

築上町監査委員

令和6年11月

目 次

1	措置内容報告書について	1
	(1) 措置内容報告書及びその基となる監査について	1
	(2) 措置内容の対象期間について	1
2	措置内容について	2 ~ 4
	(1) 工事台帳の様式の見直しについて	2
	(2) 日本さくらの会への負担金について	2
	(3) 自治会への「まちづくり推進交付金」について	2
	(4) 築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計における滞納債権の回収について	3
	(5) 築上町原材料費等補助金交付要綱での自治会への周知方法の改善について	3
	(6) 議長交際費の公表について	4
	(7) 築上町汚水処理構想の見直しについて	4

添付書類:「令和5年度 定期監査報告書(令和4年度分)」

1 措置内容報告書について

(1) 措置内容報告書及びその基となる監査について

この措置内容報告書の基となる監査は、令和4年度を対象とし、令和5年度に実施された定期監査である。この監査の結果については、令和6年4月19日に、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項に基づき、報告し、公表した。

さらに、この報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置が講じられたため、同法第14項及び築上町監査委員監査基準(令和2年3月18日監査委員告示第1号)第18条第1項に基づき、当措置内容報告書を公表するものである。日程の概要は下表のとおりである。

No.	実施	概要	内容
1	令和5年5月	定期監査の開始	令和5年度 定期監査(令和4年度)を開始。
2	令和6年4月	定期監査結果の報告・公表	令和5年度 定期監査(令和4年度)結果を報告し、公表。
3	令和6年11月	措置内容報告書の公表	令和5年度 定期監査報告書(令和4年度)に係る措置内容報告書を公表。

(2) 措置内容の対象期間について

令和6年4月19日(金)から 令和6年10月31日(木)まで

2 措置内容について

(1) 工事台帳の様式の見直しについて

No.	報告書			所管課局	概要	措置内容
	課局	内容	項目			
1	13 頁	14 頁	4) イ)	企画 財政課	管 財係	<p>【実施状況】 ・工事台帳様式の見直しについては、かねてより検討をしていた。 令和6年4月から入札参加資格申請受付システムの導入、又、同年7月より一部を除き、電子入札システムを導入し、業者情報や入札に関する情報の電子化を図ることにより、業者情報や入札に関する情報については、システムから出力されるようになった。</p> <p>【実施予定】 ・令和7年度に契約管理システムを導入予定であり、システムから出力できる項目等を考慮し、関係課と協議を行いながら、工事台帳の様式を決定する方向で検討中である。</p>

(2) 日本さくらの会への負担金について

(3) 自治会への「まちづくり推進交付金」について

2	16 頁	17 頁	2)	まち づくり 振興課	地域 係	日本さくらの会への負担金について	<p>【実施状況】 ・令和5年度をもって、退会済みである。</p>
3	16 頁	17 頁	2)			自治会への「まちづくり推進交付金」について ①積算過程の明確化 ②実際の活動内容の反映状況について	<p>【実施状況】 ・①積算過程の明確化について、自治会長への交付申請書の提出依頼時に、「まちづくり推進交付金算定基準」を同封済みである。</p> <p>【検討状況】 ・②実際の活動内容の反映状況について、令和6年度、「まちづくり推進交付金」の交付額の見直しを検討中であり、令和7年度に併せて実施予定である。</p>

(4) 築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計における滞納債権の回収について

No.	報告書			所管課局	概要	措置内容
	課局	内容	項目			
4	20 頁	20 頁	4)	産業課 商工係	築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計における滞納債権の回収について	<p>【実施状況】</p> <p>1 債権全体について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象金額 12,834,472 円（令和5年度決算） ・債権数 2件 <p>2 返済分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・返済額 29,000 円（令和5年度決算） <p>3 執行した事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債務者及び連帯保証人の死亡等に伴い、その相続人の調査等を実施した。 ・債務者及び連帯保証人の相続人に催告等を実施した。 <p>4 令和5年度以降の新規実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門的見地からの助言などのため、弁護士と相談業務委託契約を締結した。 令和5年10月 令和5年度分 契約 令和6年8月 令和6年度分 契約 <p>【実施予定】</p> <p>最終通告を送付した後、返済等がない場合、対象者に対して、今年度、法的手続を行う予定である。</p>

(5) 築上町原材料費等補助金交付要綱での自治会への周知方法の改善について

5	30 頁	30 頁	4)	建設課 管理係	築上町原材料費等補助金交付要綱での自治会への周知方法の改善について	<p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当補助金は、住民が、比較的軽微な補修工事等に労力を提供し、町は原材料費等を補助することで、結果的に、時間と費用の両方を抑えて実施できるという制度である。 また、建設課管理係が直接の担当であり予算担当係であるものの、施工現場の種類によって、当課の公共土木係、農林土木係と密接に関わるものである。 ・令和5年7月の定期監査のヒアリングでの指摘を受け、自治会長への周知について検討した結果、令和6年度の新自治会長が決定する時期に合わせて、当補助金制度のお知らせを全自治会長に配布することとし、令和6年5月9日付けで発送済みである。
---	---------	---------	----	------------	-----------------------------------	--

(6) 議長交際費の公表について

No.	報告書			所管課局		概要	措置内容
	課局	内容	項目				
6	8 頁	9 頁	4) イ)	議 会 事 務 局	総 務 係	議長交際費の公表について	【実施予定】 ・塩田議長就任後、「開かれた議会」として、議長交際費の使途の透明性を図るため、公表に向けて協議を重ね、令和6年10月に、築上町議会議長交際費支出基準を策定した。議長交際費の支出については、町ホームページで、令和7年1月に公表する。

(7) 築上町污水处理構想の見直しについて

7	36 頁	37 頁	4)	上 下 水 道 課	下 水 道 係	築上町污水处理構想の見直しについて	【実施状況】 ・令和5年7月の定期監査ヒアリングでも污水处理構想の見直しの指摘があったが、以前より、本構想の修正を進めていた。経過は、以下のとおりである。 ・令和5年6月 築上町下水道污水处理施設整備構想他策定業務委託契約 ・令和5年11月 企画調整会議 実施 ・令和5年11月 築上町污水处理構想の見直し(案)作成 ・令和5年11月21日～12月8日 築上町污水处理構想の見直し(案)に対するパブリック・コメント実施。意見なし ・令和6年3月 築上町污水处理構想の見直し(案)が完成したが、福岡県下水道課と協議する必要があるため、翌年度へ繰越 ・令和6年10月現在 福岡県下水道課と協議中 【実施予定】 ・福岡県下水道課との協議後、築上町污水处理構想を決定。 ・その後、町ホームページで公表する予定である。
---	---------	---------	----	-----------------------	------------------	-------------------	--

※ 記載順については、町長部局、出向先、行政委員会、公営企業としたため、「令和5年度 定期監査報告書(令和4年度)」の掲載順とは異なる。

